

水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第三次報告書）の概要

資料1-2

水銀に関する水俣条約の概要と大気汚染防止法の5年後見直し

- 水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階での総合的な対策を盛り込んだ「水銀に関する水俣条約」が平成25年10月に採択。
- 大気排出抑制に係る国内担保措置として、平成27年6月に大気汚染防止法、同年11月に政令を改正。
これらの法令は**平成30年4月1日施行**。なお、改正法の附則において施行5年後に見直しを行う旨記載されている。
- 令和5年4月に**法施行後5年**を迎えたことから、法の施行状況や社会情勢等を踏まえた**今後の水銀大気排出対策について検討を実施**

基本的な考え方及び検討事項

<基本的な考え方>

- ✓ 水俣条約の趣旨に鑑み、水銀等の大気排出量をできる限り抑制
- ✓ 水銀排出施設・要排出抑制施設について、必要に応じて追加
- ✓ 排出基準について、現実的に排出抑制が可能な基準とし、平常時に対象施設で達成されるべき値として設定
- ✓ 連続測定について、一定の測定精度を確認した上で導入を検討

<主な検討事項>

1 環境政策手法の妥当性について（規制・自主的取組）

- ・水銀排出施設に対する規制及び要排出抑制施設に対する自主的取組・フォローアップの在り方

2 水銀排出施設、要排出抑制施設の追加等について

- ・石炭ガス化複合発電施設（IGCC 施設）の水銀排出施設への追加等

3 排出基準の見直しについて

- ・セメントクリンカー製造設備における石灰石中水銀含有量による特例措置と非鉄金属製造施設に係る基準値について検討

4 排出ガス中水銀の測定方法・測定頻度の見直しについて

- ・デジタル社会の実現に向け連続測定の導入可能性について検討

5 年後見直しの検討結果

<検討結果の概要>

1 環境政策手法の妥当性について（規制・自主的取組）

⇒現行制度を継続することが適当

2 水銀排出施設、要排出抑制施設の追加等について

⇒ **IGCC 施設について水銀排出施設として追加区分を新たに設定**し、排出基準値は従来型の石炭火力発電所と同値とすることが適当

3 排出基準の見直しについて

⇒セメントクリンカー製造設備は現行基準を維持することが適当

非鉄金属製造施設の排出基準を下表のとおり見直すことが適当

水銀排出施設		現行排出基準		見直し後排出基準	
		新規施設	既設施設	新規施設	既設施設
二次精錬施設	銅	100	400	50	300
	鉛又は亜鉛			50	400

単位(μg/Nm³)

4 排出ガス中水銀の測定方法・測定頻度の見直しについて

⇒**一般廃棄物焼却施設と非鉄金属製造施設について、連続測定法の導入を認める**ことが適当

<検討結果を踏まえた改正規則の施行期日>

令和7年10月1日（予定）（大気汚染防止法施行規則の改正）